令和5年9月 (第2回)

南大隅町農業委員会 定例総会 議事録

令和5年9月25日(月曜日)

令和5年9月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

- 1 開催日時 令和5年9月25日(月曜日) 午前9時00分~午前10時00分
- 2 開催場所 南大隅町役場 佐多支所
- 3 (1) 出席委員(12人)

会 長	13番	橋口 初男
委員	1番	淵 脇 耕 二
"	2番	德 留 徳 次
"	3番	田淵哲朗
"	5番	溝 田 耕 一
	6番	後藤望
IJ	7番	富 田 良 成
IJ	8番	吉 永 一 雪
JJ	9番	山之口 勝一
JJ	10番	川 田 原 司
JJ.	11番	北之口 洋一
IJ	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

 事務局長
 木佐貫 公子

 事務局書記
 中島 大貴

 事務局会計年度任用職員
 山下 晶子

- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第5号 非農地証明願いに係る証明について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による

農用地利用集積計画の決定について

議案第7号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の 変更に係る意見決定について

6 会議の概要

議長: ただいまから、令和5年9月南大隅町農業委員会定例総会を開会いたします。 本日の定例会の出席委員は12名です。全員出席ですので、総会は成立しております。

> 農地利用最適化推進委員については、10名の出席でございます。 次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の指名 ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長: それでは、3番の田淵委員と5番の溝田委員の両名を指名致します。 本日の会議書記には事務局職員は中島氏と山下氏を指名いたします。 以上で日程第1を終わります。

議 長: 次に、日程第2の議案の上程に入ります。

議案第5号「非農地証明願いに係る証明について」を議題と致します。申請件数は4件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。事務局より説明をお願いします。

事務局: それでは、1ページの議案第5号の議案書をご覧下さい。今月の非農地証明願いに 係る証明の申請は4件です。

(1ページ 議案第5号の議案書の読み上げ)

受付番号1番の資料については、2ページから4ページです。また、その他資料に現地の写真がございますので、それぞれ御目通しください。よろしくお願いします。

議長: ここで、担当委員の現地調査の報告お願いいたします。

1 番: はい

議 長: 淵脇委員どうぞ

1 番: 1番淵脇です。9月18日に申請人と奥さん、推進委員の半田さんと私の4人で確認いたしました。申請地は、○○から南へ約1キロの○○道沿いに所在し、隣接するすべてが山林化しています。申請地は50年以上前に申請人の先祖が杉を植林し、現在に至ります。今回、杉の伐期を迎え、土地を含めて売買を予定しているため、申請が行われたものです。意見としましてはご覧の通り、山林化しております通り、今後農地としての利用は見込めず、隣接する土地もすべて山林化が進んでいることから、非農地として問題ないと思われます。併せて、写真についてですが、掲載に誤りがあります。2枚目の写真につきましては、○○番です。そしてその下は○○番となります。よろしくお願いします。

議長: ただ今、事務局からの説明及び報告がありましたが、これより、質疑に入ります。

農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長: よろしいですか。それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。議案第5号 受付番号1番について、承認やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員举手)

議長: ありがとうございました。全推進委員、承認やむなし。でございます。 それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、 議案第5号 受付番号1番について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長: 全員賛成ですので、議案第5号 受付番号1番は、非農地として承認することに決定 いたします。

議 長: 次に受付番号2番です。事務局より説明をお願いします。

事務局: 受付番号2番の資料については、5ページから7ページです。また、その他資料に現地の写真がございますので、それぞれ御目しください。よろしくお願いします。

議長: ここで、担当委員の現地調査の報告をお願いいたします。

2 番: はい

議 長: 徳留委員どうぞ。

2 番: 徳留です。9月15日金曜日、午前9時より私と推進委員の岩下さん、申請人立ち合いの元、現地を調査しました。現地は、国道○○線から○○に通ずる道路沿いの国道から30mほど行った左側にあります。状況としては、申請人のお父さんが昭和53年頃に当時田んぼであった場所に家を建てられたそうです。住宅が1棟、裏に小屋が1棟あり、お父さんが亡くなられたあとは空き家になっていました。調査の意見としては、申請人の娘さんが家をリフォームして住まわれるそうです。周りも住宅地であり、今回の申請はやむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長: ただ今、事務局からの説明及び報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の岩下推進委員、何かご意見等ありませんか。

議 長: 当時、地目変更をせずに家を建ててしまって、今回娘さんがリフォームをして住むんですね。

2 番: 今回、リフォームをすることになり、書類や財産の整理を行った際に地目変更がされていないことがわかったそうです。

議長: 徳留委員、今後は宅地に変更するとのことで間違いないでしょうか。

2 番: そうだと思います。

事務局: 事務局にて再度整理させていただきます。今回、行政書士にて申請されました。詳細については、調査報告のとおり、昭和53年ごろに家が建てられ、その際になぜか地目変更されておりませんでした。そのため、今回の非農地申請が承認された際には、法務局にて手続きを行い、地目が変更される流れになります。地目がなにになるかは、法務局が判断するため、今はわかりませんが、家が建っているため、宅地になるのではないかと思います。以上です。

議 長: ありがとうございました。皆様方からはなにかありませんか。それでは、農地利用最 適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。 議案第5号受付番号2番について、承認やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長: ありがとうございました。全推進委員、承認やむなし。でございます。 それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、 議案第5号 受付番号2番について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員举手)

議長: 全員賛成ですので、議案第5号 受付番号2番は、非農地として承認することに決定いたします。

議長: 次に受付番号3番、4番ですが、溝田委員の親族から提出されております。そのため、 南大隅町農業委員会会議規則第12条の議事参与の制限により退室をお願いします。

(溝田委員退室)

議 長: 議案に戻ります。受付番号3番、4番については、関連しております為、一括で審議 いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局: 受付番号3番、4番の資料については、8ページから13ページです。また、その他 資料に現地の写真がございますので、それぞれ御目通しください。よろしくお願いし ます。

議長: ここで、担当委員の現地調査の報告をお願いいたします。

6 番: はい。

議 長: 後藤委員どうぞ。

6 番: 6番後藤です。9月19日に大内山委員と現地確認いたしました。現地は国道○○線を○○方面へ、○○を過ぎ、○○付近から○○へ向かう町道を1キロほど行った地点

にあります。約20年前に○○が共同で建てた堆肥舎です。調査の意見としては、堆肥舎としての活用より、農業機械及び、農業資材の保管場所として活用されていました。事務局に確認をしたところ、○○氏、○○氏の両氏から委任状も提出されており、非農地として証明することは問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長: ただ今、事務局からの説明及び報告がありましたが、これより、質疑に入ります。 それでは、農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。地区担当の 大内山推進委員、何かご意見等ありませんか。

12番: はい。

議 長: 横原委員どうぞ。

12番: 非農地に至った理由に記載されている文面がよくわからないのですが。

6 番: 堆肥舎建設時に私もグループに所属しておりましたので、ご説明いたします。グループで堆肥舎を建設した際、土地の名義をグループにすることはできないので、当時○○氏と○○氏に名義人となってもらいました。そして今回、グループ内で若くて将来性のある申請人が名義人になりなさいという流れになり、名義を変えるために非農地申請されたものとみられます。

12番: ということは、堆肥舎建設時に正しく手続きできていなかったんでしょうね。

6 番: 以前の堆肥舎は、現在の○○の敷地内にありました。○○を新設することになり、急 遽現在の場所を見つけ、建設したため、手続きがうまくできていなかった可能性があ ります。

7 番: 堆肥舎は農業用施設なので、建設時はとくに申請は不要だったかもしれません。そこ を非農地申請するのは問題ないのでしょうか。

事務局: 私たちとしても気になったため、農業会議に相談いたしました。農業会議としては、 地面もコンクリートで固めており、売買が発生するのであれば、非農地申請を行い、 その後売買を行ってはどうか、と助言をいただいたので、申請人と話し、非農地申請 を提出してもらった次第です。

8 番: はい。

議 長: 吉永委員どうぞ。

8 番: 今回、名義人からの提出ではありませんが、提出された委任状は本人の直筆であると の証明などはしなくてよいのでしょうか。委任状の様式はありましたか。

事務局: 委任状は直筆であることを条件とし、提出されたため、証明までは求めませんでした。 また様式はこれまでなかったので、近隣の市町村に確認を行い、当事務局で様式を用 意しました。 8 番: 法務局には聞いてみませんでしたか。

事務局: 法務局までは聞きませんでした。

戸籍でも直筆の委任状であれば、本人のものとみなしております。そのため、同様の

対応を行いました。

10番: はい。

議 長: 川田原委員どうぞ。

10番: 法務局でも地目変更申請は本人からのものを受け付けているため、今回、事務局が証

明書を発行し、それを申請人が法務局へ持っていった際に受け付けるかどうか。

11番: はい。

議 長: 北之口委員どうぞ。

11番: 法務局は非農地証明願を申請した本人が証明書を提出すれば受け付けるはずです。そ

のため、今回は申請者が○○さんなので、○○さんが法務局へ証明書を提出すれば対

応すると思います。

議 長: よろしいですか。ほかにありませんか。それでは、農地利用最適化推進委員の判断を

いただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。議案第5号 受付番号

3番について、承認やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長: ありがとうございました。全推進委員、承認やむなし、でございます。

それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、

議案第5号 受付番号3番について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長: 全員賛成ですので、議案第5号 受付番号3番は、非農地として承認することに決定

いたします。

続けて、受付番号4番について、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。議案第5号受付番号4番について、承認

やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長: ありがとうございました。全推進委員、承認やむなし。でございます。

それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、

議案第5号 受付番号4番について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長: 全員賛成ですので、議案第5号 受付番号4番は、非農地として承認することに決定 いたします。

(溝田委員入室)

議長: 次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用 集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局: 町長より農用地利用集積計画の決定を求められておりますので、説明します。

(14ページ 議案第6号の議案書の読み上げ)

15ページの総括表をご覧ください。(総括表の読み上げ)

16ページの集積計画については、それぞれ御目通しください。

議 長: これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

推進委員:はい。

議 長: 野村委員どうぞ。

推進委員:野村です。○○ですが、借りるのは1年とのことですが、1年で耕作を終えるという ことですか。それとも更新するとのことですか。

事務局: 1年借りて土地の様子を見るそうです。条件が良ければ更新するとのことでした。

議 長: よろしいですか。それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。議案第6号の集積計画について、異議なし。 とされる方は挙手をお願いします。

(全員举手)

議 長: ありがとうございました。全推進委員、異議なし。でございます。 それでは農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、 議案第6号について、計画どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長: 全員賛成ですので、議案第6号は計画のとおり決定いたします。

議 長: 次に、議案第7号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局: 17ページの議案第7号の議案書をご覧下さい。町長より、農業経営基盤の強化の促

進に関する基本的な構想の変更に係る意見を求められています。 (17ページ 議案第7号の議案書の読み上げ)

詳細については担当の経済課 黒瀬主査が説明します。

経済課: (議案第7号の議案書にもとづいて、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る内容を説明)

議 長: ただ今、事務局、担当者から説明がありましたが、これより質疑に入ります。ご意見 等ありませんか。

(質問、意見なし)

議長: よろしいですか。それでは採決いたします。議案第7号について、承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長: 全員賛成ですので、議案第7号は、承認することに決定しましたので、町長に意見を送付します。

議 長: 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。 次に、その他の件について、農業委員、推進委員、事務局からご発言があれば挙手を お願いします。

12番: はい。

議 長: 横原委員どうぞ。

12番: 農地パトロールの際、米農家からWCSを栽培している農家の管理が悪い、指導はしないのかと指摘がありました。みなさんの地区でもパトロールや声掛けを行っていただけると助かります。よろしくお願いいたします。

議 長: 経済課の補助金事業でもしっかり管理を行っていないと補助金を出さない決まりになっているそうです。そのため、初期段階からしっかり管理を行うよう声掛けをお願いします。ほかにありませんか。

事務局: 事務局より、8月の総会の際、議案3号の農振地域についての回答を持ち越しておりましたが、経済課に確認した際、前回令和5年2月に全体見直しを行い、定例総会でも承認いただいており、その際に説明も行いましたので、再度の説明は行わないとのことです。冊子も発行されておりましたが、全員分はなかったため、5部ほどもってきております。登記地目が山林のものは除外し、現況地目が山林のものはそのままとのことです。

議長: ほかにありませんか。

事務局: その他、あっせん申出、10月の行事予定について

議 長: 他にございませんか。無いようですので、以上をもちまして、

令和5年9月南大隅町農業委員会定例総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋口 初男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員